

誓 約 書

令和 年 月 日

御代田町土地開発公社

理事長 萩原 春樹 様

住 所

氏 名

印

令和7年度御代田町土地開発公社所有財産一般競争入札参加申込にあたっては、以下の事項を誓約します。

これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して御代田町土地開発公社が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 現在、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定する者に該当しません。
- 2 過去3年間、地方自治法施行令第167条の4第2項各号に掲げられた者に該当しません。
- 3 次に掲げるいずれかの者に該当しません。
 - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員である者
 - ② 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ④ 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- 4 当該物件を次の用途に供しません。
 - ① 土地の利用にあたり騒音、振動、臭気その他周辺環境との調和に支障を及ぼす用途
 - ② その他公序良俗又は公共の福祉に反する用途

＜地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）＞

（一般競争入札の参加者の資格）

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- （1）当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- （2）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があつた後 3 年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- （1）契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- （2）競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- （3）落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- （4）地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- （5）正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- （6）前各号の一に該当する事実があつた後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

＜暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）＞

（定義）

第 32 条 地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。

- （1）指定暴力団員
- （2）指定暴力団員と生活を一にする配偶者（婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻關係と同様の事情にあるものを含む。）
- （3）法人その他の団体であつて、指定暴力団員がその役員となっているもの
- （4）指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響を有する者（前号に該当する者を除く。）